名古屋港	名古屋税関	名古屋市	〇・四八四四
		東海市	〇・一一一〇
		知多市	〇・〇七七六
		弥富市	〇・一三六八
		海部郡飛島村	〇・一八九八
四日市港	名古屋税関四日市税関支署	四日市市	〇・九五八二
		三重郡川越町	〇・〇四一八
阪南港	大阪税関堺税関支署岸和田出張所	岸和田市	〇・四一七四
		貝塚市	〇・〇三九四
		泉佐野市	〇・五四三二
		泉北郡忠岡町	〇・〇〇〇〇
阪神港	大阪税関堺税関支署	堺市	〇・六三二八
		泉大津市	〇・一八七九
		高石市	〇・一七九三
	神戸税関尼崎税関支署	尼崎市	〇・八八一八
		西宮市	〇・一一八二
姫路港	神戸税関姫路税関支署	姫路市	〇・九九六〇
		たつの市	〇・〇〇四〇
東播磨港	神戸税関姫路税関支署東播磨出張所	明石市	〇・〇〇四六
		加古川市	〇・七〇八一
		高砂市	〇・〇一八五
		加古郡播磨町	〇・二六八八
和歌山下津港	大阪税関和歌山税関支署下津出張所	海南市	〇・六一六四
		有田市	〇・三八三六
境港	神戸税関境税関支署	境港市	〇・九四〇八
		松江市	〇・〇五九二
福山港	神戸税関福山税関支署	福山市	〇・九六九八
		笠岡市	〇・〇三〇二
尾道糸崎港	神戸税関福山税関支署尾道糸崎出張所	尾道市	〇・五六四三
		三原市	〇・〇五六九
		福山市	〇・三七八八
広島港	神戸税関広島税関支署	広島市	〇・九一二七
		廿日市市	〇・〇三六六
		安芸郡海田町	〇・〇〇四一
		安芸郡坂町	〇・〇四六六

岩国港	門司税関岩国税関支署	岩国市	〇・七〇〇〇
		玖珂郡和木町	〇・三〇〇〇
平生港	門司税関徳山税関支署平生出張所	熊毛郡田布施町	〇・一〇〇〇
		熊毛郡平生町	〇・九〇〇〇
宇部港	門司税関下関税関支署宇部出張所	宇部市	〇・七九二五
		山陽小野田市	〇・二〇七五
徳島小松島港	神戸税関小松島税関支署	徳島市	〇・〇四一〇
		小松島市	〇・九五九〇
那覇港	沖縄地区税関	那覇市	〇・九七四〇
		浦添市	〇・〇二六〇
金武中城港	沖縄地区税関	南城市	〇・〇〇〇〇
		中頭郡中城村	〇・〇八五六
		中頭郡西原町	〇・九一四四
	沖縄地区税関沖縄税関支署	うるま市	〇・八七三一
		沖縄市	〇・〇四二四
		国頭郡金武町	〇・〇八四五

○法務省告示第五百十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

ヤナギ工業株式会社	愛知県名古屋市守山区松坂町四十九番地の二	タイル張り

○法務省告示第五百十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十三日

法務大臣　金田　勝年

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
東光工業株式会社	愛知県高浜市本郷町四丁目五番地七	機械加工

二　対象となる者　平成二十八年九月二十三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第五百十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年九月二十三日

千葉地方法務局所属

法務大臣　金田　勝年

岡上　宏